

【堺市飲食店感染症対策支援補助金】

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施する飲食店事業者等の皆様へ

市民の皆さまに安心して飲食店等を利用してもらえるよう、市内飲食店等に対して、感染予防対策を目的とする物品購入に必要な経費を支援します。

助成額

1店舗あたり上限5万円

※消費税相当額や、保有するポイントを使用して支払った額、購入により獲得したポイント額分は補助対象外です。

申請受付期間 (予定)

令和3年5月6日から令和3年7月30日まで

※消印有効

対象品目

令和3年4月1日以降に購入した、対象店舗で使用する以下の物品が対象です。

- | | | |
|----------------|----------------|-----------|
| ■非接触体温計 | ■非接触消毒液ディスペンサー | ■サーキュレーター |
| ■サーモカメラ | ■足踏み式消毒液スタンド | ■マスク |
| ■非接触ソープディスペンサー | ■空気清浄機 | ■消毒液 |

※CO2センサー、アクリル板については対象外です。大阪府の支援制度（大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金）をご活用ください。

※申請日までに物品を購入し、かつ、店舗への設置等を行い、同日までに支払が完了したものが対象です。

対象者（以下の全てを満たす飲食店等）

①堺市内に店舗があること。（※「日本標準産業分類『76 飲食店』に分類される店舗」又は「酒類小売販売を主たる事業とする酒類小売業を営み、かつ販売した酒類の飲用のための場所を常設している店舗（6月1日から対象に追加）」。）

②次のアからウまでのいずれかに該当すること。

ア. 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により営業（飲食店営業又は喫茶店営業に限る。）を行うことができるとされていること。

イ. 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可（飲食店営業に係るものに限る。）を受けていること。

ウ. 酒税法第7条第1項に規定する酒類の製造免許又は同法第10条第1項第2号に規定する酒類業免許（酒類の販売業に係るものに限る。）を受けていること。

③補助対象経費として申請した内容に関して、国、府、堺市、その他団体による補助金の交付その他の助成を受けていないこと。

④業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守していること。

※テイクアウト専門店、デリバリー専門店、コンビニのイートインスペース等は対象外です。

申請方法

申請書に領収書等の必要書類一式を添えて、**レターパックライトによる郵送**または**堺市電子申請システム**のいずれかにより、申請してください。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参による申請は受け付けていません。

※申請は、1店舗あたり1回を限度とします。

※現在（消費税増税後）レターパックライトは370円です。消費税増税前の購入分を利用され、郵便料金不足となった場合は返送することとなりますので、ご注意ください。

※電子申請システムを利用して申請を行う場合、電子署名が必須であるため、マイナンバーカード等が必要となります。

※**申請書類等は堺市ホームページ（右記QRコード）にてダウンロードできます。**



必要書類

①提出書類一覧（チェックリスト）

②堺市飲食店感染症対策支援補助金交付申請書
兼実績報告書（様式第1号）

③役員情報届出書（様式第1号の2）

※法人の場合に限る。

④-1 飲食店の場合

食品衛生法に基づく「飲食店営業許可証」または「喫茶店営業許可証」の写し

※許可番号を含む全体が鮮明にわかるもの。

④-2 酒類小売販売を主たる事業とする酒類小売業を営む場合

「酒税法上の免許通知書」又は「税務署長が発行する証明」の写し

⑤以下の全ての写真

・店舗名が分かる店舗の外観写真

・店内の飲食スペースが確認できる写真

・購入した商品を設置等した写真

⑥領収書又はレシート等（写しでも可）

※支払日、品目、金額が確認できるもの。

⑦補助金振込先確認書類（通帳等の写し）

※金融機関名、支店名、種別、口座名義、口座番号が確認できるもの。

※振込先口座は申請者と同一名義のみ受け付けます。

⑧堺市飲食店感染症対策支援補助金交付請求書（様式第3号）

⑨その他市長が必要と認める書類

注意事項

・申請受付状況により、申請受付期間を短縮、または予告なく事業を終了することがあります。

・以下の場合、補助金の支払が遅れることがあります。

（1）複数回申請をされた場合（申請は、1店舗あたり1回を限度とします。）

（2）書類に不備がある場合

・申請書類等は、一切返却しません。

・**申請書類等を記入する際は、必ず記入例及び貼付例を確認してください。**書類に不備があり、再度提出となった場合、郵送であればレターパックライトでの再送付をお願いしていますので、ご注意ください。

・申請書類等の記入には、消えないボールペンを使用してください。消せるボールペン、えんぴつ、修正ペン、修正テープ等は使用しないでください。

・記入内容の訂正方法

（1）**申請者欄が自署のみ**の場合、二重線で訂正し、**署名（フルネーム）**

（2）**申請者欄に押印している**場合、二重線で訂正し、**申請者欄と同じ印を押印**

申請書提出先・問合せ先：堺市飲食店感染症対策支援補助金事務局

【住所】〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1

【電話】072-340-0674

【FAX】072-340-1977

<受付時間> 午前9時から午後5時30分（土日、祝日を除く）

